

保護者様

京都市立太秦中学校
校長 大八木 智之

台風や地震等に対する非常措置のお知らせ

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

本校におきましては、台風等により「京都南部」又は「京都・亀岡」に「暴風警報」・「特別警報」が発令されたり、京都市において「震度5弱以上の地震」があった場合（これ以下の震度であっても、校区内に甚大な被災状況が確認された場合等）、「大雨警報」「洪水警報」等が発表され、長期間の継続が見込まれる場合、または太秦・南太秦学区に「避難指示」が発令された場合には、下記のような措置を行いますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に十分注意して下さい。

また、このプリントは各ご家庭で必ず保管して下さい。

記

1. 「暴風警報」が発令された場合

(1) 登校前に発令

- 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機をさせてください。
- 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

・午前 7時までに解除になった場合	・・・	平常授業	(8 : 30 登校・給食有り)
・午前 9時までに解除になった場合	・・・	3校時から始業	(10 : 30 登校・ <u>昼食(給食)有り</u>)
・午前11時までに解除になった場合	・・・	5校時から始業	(12 : 50 登校・ <u>昼食(給食)なし</u>)
・午前11時現在、警報発令中の場合	・・・	臨時休業	

(2) 登校後に発令

- 在校中に発令された場合は、気象状況、通学路や地域の状況、帰宅に要する時間など安全を十分考慮したうえで、帰宅の措置をとります。

2. 「特別警報」が発令された場合

- (1) 午前0時までに解除になった場合は、5校時から始業(12 : 50 登校・昼食(給食)なし)
- (2) 午前0時から登校までに発令した場合は、「当日」は臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、気象状況、通学路や地域の状況、帰宅に要する時間など安全を十分考慮したうえで、帰宅の措置をとります。

3. 京都市内で震度5弱以上の地震が発生した場合

- (1) 京都市内において、震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。学校所在の右京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。
 - 下校後から午前0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、午前0時から登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業とします。ただし、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ等により、授業等を実施する旨を連絡させていただきます。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は、学校や近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡させていただきます。
- (3) 在校中に発生した場合は、生徒の引き渡しを実施いたします。非常時下校カードに記入していただいている方は、速やかな来校をお願いいたします。

4. 「大雨警報」「洪水警報」等が発表され、長期間の継続が見込まれる場合

- 気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合、ホームページ等により最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。(特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。)

5. 避難指示が発令された場合 (水害の避難指示について)

- 本校の校区である太秦・南太秦学区は「天神川」、南太秦学区は「桂川(下流)」の浸水想定区域であるため、避難指示の発令対象地域です。太秦・南太秦学区に「避難指示」が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

【洪水予報河川における水位観測所と避難情報の発令対象学区】

<天神川>

水位観測所	行政区	第1発令地域	第2発令地域	第3発令地域	第4発令地域	第5発令地域
西院	北区	衣笠, 金閣	大將軍, 柏野	—	—	—
	上京区	—	翔鷲, 仁和	—	—	—
	中京区	—	朱雀第二, 朱雀第四, 朱雀第八	朱雀第一 [■] , 朱雀第三 [■] , 朱雀第五, 朱雀第六, 朱雀第七 [■]	—	—
	下京区	—	—	七条 [■] , 七条第三 [■] , 西大路 [■]	—	大内 [■] , 光徳 [■]
	南区	—	—	祥豊 [■]	—	唐橋 [■] , 吉祥院 [■] , 祥栄 [■] , 上鳥羽 [■]
	右京区	山ノ内	太秦, 常磐野, 花園, 御室, 宇多野, 安井, 西院第二, 西京極 [■] , 葛野 [■]	南太秦 [■] , 西院第一, 梅津 [■] , 北梅津 [■]	—	—
	伏見区	—	—	—	—	下鳥羽 [■]

<桂川(下流)>

水位観測所	行政区	第1発令地域	第2発令地域	第3発令地域	第4発令地域	第5発令地域
天竜寺	右京区	嵯峨, 嵐山	嵯峨野, 梅津 [■] , 北梅津 [■]	—	—	南太秦 [■]
	西京区	嵐山東	松尾	—	—	—
桂	下京区	—	—	—	—	七条 [■] , 七条第三 [■] , 西大路 [■]
	南区	上鳥羽 [■] , 久世 ^{▲■}	吉祥院 [■] , 祥豊 [■] , 祥栄 [■]	—	唐橋 [■]	九条塔南 [■]
	右京区	—	梅津, 西京極 [■] , 葛野 [■]	—	—	南太秦
	西京区	桂川, 桂東, 桂徳, 川岡東, 松尾	川岡	桂	—	樫原
	伏見区	横大路 ^{▲■} , 久我 ^{▲■} , 久我の杜 ^{▲■}	住吉 ^{▲■} , 板橋 ^{▲■} , 南浜 ^{▲■} , 下鳥羽 ^{▲■} , 納所 ^{▲■} , 羽束師 ^{▲■} , 淀 ^{▲■}	—	竹田 ^{▲■}	—
	伏見区 (深草支所)	—	—	—	—	藤森 ^{▲■}

【家庭での啓発のお願い】

災害時、急に考えたり行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いいたします。

以上、お子たちにも、その旨ご指導いただきますよう、お願いいたします。